八	一、六二七
九	一、六七八
一〇	一、七二九
一一	一、七八〇
一二年目及びその後の各年	一、七八〇

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇二九〇・二一九、一九〇一二〇・二三九、一九〇一九〇・二一七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二一〇一一二・一一〇、二一〇一一二・二四六、二一〇一二〇・二四六、二一〇六九〇・二五一、二一〇六九〇・二七二及び二一〇六九〇・二八一の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―11の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

13　ＴＲＱ―12　調製食料品

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一五〇・〇
二	一五七・五
三	一六五・〇
四	一七二・五
五	一八〇・〇
六	一八七・五
七	一九五・〇
八	二〇二・五
九	二一〇・〇
一〇	二一七・五
一一	二二五・〇
一二年目及びその後の各年	二三五・〇

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―12の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

14　ＴＲＱ―13　ぶどう糖及び果糖

(a) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一、七八〇
二	一、一三六
三	二、四九二
四	二、八四八
五	三、二〇四
六	三、五六〇
七	三、九一六
八	四、二七二
九	四、六二八
一〇	四、九八四
一一	五、三四〇
一二年目及びその後の各年	五、三四〇

(b) (i) (d)(i)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii) (d)(ii)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額は、関税分類番号一七〇一九九・二〇〇の品目に分類される原産品に対する輸入時に適用可能な調整金の額を上回ってはならない。(d)(ii)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定する。

(c) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二一、一七〇二三〇・二二九、一七〇二四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に分類される原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二一〇、一七〇二四〇・二一〇及び一七〇二六〇・二一〇の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―13の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。